

# 臨時的任用職員 採用前確認票

## 臨時的任用予定の皆様へ

皆さんは、多くの登録者の中から選ばれた任用予定者です。このチャンスを生かして、配置校で力を発揮し、今回の任用を充実したものにしてください。

そのためにも、任用前に、是非確認して頂きたい事があります。下記の事項を確認した上で、最後にある <署名欄> に署名して、着任時に本票を配置校へ提出して下さい。

◎ 各項目の内容を確認したら、□に✓を記入して下さい。

1. 将来の沖縄県の教育を担っていく皆さんに、次のことを希望いたします。

- 沖縄県公立学校職員として教育の一端に携わる責任を自覚し、使命感と誇りを持って学校職員生活を送って下さい。
- 幼児児童生徒等の将来に大きな影響を与える学校職員として、初心を忘れず、緊張感を持って、常に研究と修養に励んで下さい。
- 常日頃の業務態度や保護者に対する丁寧な対応等が学校に対する信頼に繋がります。常に謙虚な気持ちで職務に当たって下さい。
- 学校現場はチームワークが大切です。前向きな姿勢で他の職員と良好な人間関係を築き、連携・協力して職務に当たって下さい。
- 充実した学校職員生活を送るためには、健やかな心と体が大切です。心身の健康にはくれぐれも留意して下さい。

2. 公立学校職員は高い倫理観を持ち、幼児児童生徒や保護者、県民からの期待と信頼を失うような言動は禁止されます。法令上、次のような義務があります。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
  - ・ 公立学校職員は一般社会人よりも高い倫理観が求められていることを常に自覚し、法令違反や職務違反等がないよう、常に自らを律することが大切です。
  - ・ 飲酒を伴う会合へは、自家用車で行かないことを強く推奨します。また、翌日、運転する予定がある場合、酒量には十分注意して下さい。
  - ・ LINE などの SNS 等を使って、児童生徒との個人的なやりとりは行わないようにして下さい。
  - ・ 不祥事による影響等について、「もし自分自身だったらどうだろう」という視点で考え、同じ職場から不祥事者を出さないという職場の雰囲気作りをお願いします。
- 秘密を守る義務
  - ・ 職員は知り得た秘密を漏らしてはいけません（在職中は勿論、退職後も守秘義務あり）。
  - ・ Facebook、Twitter、LINE などの SNS 等に、学校で知り得た情報や幼児児童生徒の画像等を掲載することは禁止です。
  - ・ Web 上に、匿名で学校の様子等を書き込むことも禁止です（実名は出していなくても、内容の背景等で特定されます）。
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限
  - ・ 県教育委員会以外から収入を得る場合、一時的な収入であっても事前に承認を得る必要があります。
- 体罰の禁止
  - ・ 幼児児童生徒等への指導にあたり、いかなる場合も体罰を行ってはいけません。
  - ・ 体罰は、違法行為であるのみならず、幼児児童生徒等の心身に深刻な悪影響を与え、全ての教職員及び学校への信頼を失墜させる行為であることを認識して下さい。

## <署名欄>

上記の内容を確認しました。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 氏名（自署） \_\_\_\_\_